

陳情書の取扱いを変更します

市の行政に関する意見や要望があるときは、だれでも請願書、陳情書を市議会に提出することができます。

米子市議会では、これまでの陳情の取扱いを変更して次のとおりとします。提出のあった陳情は受理した後、全議員に配付します。そのうち米子市民から提出のあった陳情かつ賛同のあったものを議題に供することとします。変更の時期は、令和7年9月定例会から（令和7年6月定例会の陳情受付期限6月12日正午以降に受理したものから）となります。

